

新幹線開業PR戦略実行委員会規約

(目的)

第1条 北陸新幹線金沢開業を契機として、首都圏や新幹線沿線地域からの誘客を図り、開業効果を県内全域に波及させるため、「新幹線開業PR戦略実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) PR戦略実行プランの策定に関すること。
- (2) PR戦略実行プランの推進に関すること。
- (3) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本実行委員会は、会長、副会長、実行委員長、アドバイザー、委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から会長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関
- (2) 経済、地域、交通、観光団体
- (3) その他関係機関

(役員)

第4条 実行委員会の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 実行委員長 1名
- (4) 監事 2名

2 会長は石川県知事をもって充てる。

3 副会長は、石川州市長会会長、石川県町長会会長、(社)石川県観光連盟理事長、石川県商工会議所連合会会頭、石川県商工会連合会会長をもって充てる。

4 実行委員長は、副会長の内から会長が指名する。

5 監事は、石川県出納室長、(社)石川県観光連盟事務局長をもって充てる。

(職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 実行委員長は、会の運営を総括する。

4 委員は、会議において、会務の重要な事項を決定する。

5 監事は、会務及び会計を監査する。

(アドバイザー)

第6条 本実行委員会はアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、石川県観光総合プロデューサーをもって充てる。

3 アドバイザーは、必要に応じ、本会の運営について意見を述べることができる。

(任 期)

第7条 役員、アドバイザー、委員の任期は、実行委員会の解散までとする。

(会 議)

第8条 実行委員会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 本会の議長は、実行委員長がこれに当たる。
- 3 本会の会議の議決は、出席した委員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは実行委員長の決するところによる。
- 4 本会は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)

第9条 会長は、会務を円滑に推進するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって構成する。
- 3 座長は、石川県観光総合プロデューサーをもって充てる。
- 4 幹事は、次に掲げる者の内から会長が委嘱する。
 - (1) 関係行政機関
 - (2) 経済、地域、交通、観光団体
 - (3) その他関係機関

第10条 幹事会は、実行委員会から付託された事項について審議する。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、石川県観光戦略推進部首都圏戦略課内に事務局を置く。

- 2 その他運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経 費)

第12条 本会の経費は補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。